

# イギリスにおける連結範囲基準の 改正プロセスを巡って

松 浦 良 行

## 1. はじめに

1997年6月に我が国の大蔵省企業会計審議会により「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表された。世界的に見ても、企業業績及び財政状態の標準的尺度として、連結決算数値が用いられている。我が国投資家の投資活動が国際化し、その一方で外国人投資家の我が国証券市場への投資が一般的な現在、会計数値の国際的調和化の観点から見て、今回の我が国の連結会計制度の見直しは不可欠な作業であったといえる。

連結会計制度の整備を行う場合、最も中心的な問題と考えられるのは、連結範囲の問題である<sup>1)</sup>と考える。共通の尺度で企業の競争力等を表示するためには、連結財務諸表作成のベースとなる会計主体、すなわち連結範囲の設定について、同質的なものでなくてはならない。

連結範囲決定基準として通常言及されるのは、所有（持株比率）基準と支配力基準である。所有基準とは、株式会社においては発行済普通株式数、すなわち議決権の過半数の所有をメルクマールとして、ある会社の子会社であるか否かを判定する方法である。一方、支配力基準とは、株式所有割

1) 今回の我が国の連結会計制度の見直しにおいても、連結範囲の問題が中心的な議題となったことが、審議会会長の森田教授の発言からも確認できる。これについては森田他（1997）を参照。

合に関わりなく、企業活動にかかる重要な意思決定に対して影響力を及ぼしうる会社を、子会社とする基準である。ただし、所有基準と支配力基準とは、相互排他的なものではない点は注意する必要がある。所有基準とは、支配・従属関係の存否を、議決権割合によって推定しようとするものであり、支配力基準の部分集合であると解することもできる。よって、所有基準は、連結範囲の決定に当たり、定量的な判断を重視するものであると位置づけることが妥当であろう。

加古(1996)で指摘されているように、所有基準は客観的に適用可能な基準であるという利点を持つ一方、持株比率の微妙な調整で、連結範囲を調整することが可能であり、会計数値の操作の余地が大きいものである。また、加古(1995)によれば、所有基準は伝統的な法形式に則った連結範囲決定基準であるともされている。そこで、経済的実質優先思考に基づき、支配力基準が世界各国で導入され、今回我が国の改訂においてもこうした方向に変更された。しかしながら、支配力基準は所有基準のもとで散見される会計操作の余地を削減する一方、何をもって支配行使の可能性とするかという点が明確にならなければ、連結範囲は実務側の判断如何で多様性が生じ、潜在的には企業間の比較可能性を低減させてしまうリスクがある。それに加えて、後述する規制の正統性にかかる問題もある。

松浦(1994, 1996)において、筆者は機械的適用が可能な会計規定を形式主義的規定、そして規制の文言通りに解釈する立場を形式主義的立場とした。一方、実務に判断を要求する規定を実質主義的規定、そして必ずしも文言に拘束されない立場を実質主義的立場と位置づけ、会計制度あるいは制度会計を分析するアプローチを提示した。そして、両アプローチ固有のメリット・デメリットに言及しながら、ある会計規定が成立するまでの変遷を分析している。本稿では、このアプローチを連結範囲決定問題に適用し、「支配」の概念解釈を実務側に委ねる、「純粋な」支配力基準を実質主義的規定と位置づけ、イギリスにおける連結範囲決定基準改正プロセスを分析する。

ここで、支配力基準の対局に、所有基準を位置づけない根拠を明示しておく必要がある。その理由の一つは、上で述べたように所有基準が支配力基準の部分集合であることである。今一つは、客観的な支配力の認定基準を設定するならば、所有基準と同様な問題が発生するため、会計数値操作可能性の削減を支配力基準導入の根拠とした場合、本質的な問題解決にはならないと考えるためである。もちろん上で指摘したように、純粋な支配力基準の追求は、会計数値の多様性を導きうる。そこで、イギリス会計制度が、極めて客観的な所有基準ではなく、支配力基準の要素を導入し、どこまで実務側に意思決定を委ねるのか、逆説的にいえばどのような制約条件を付与したのか、といった点を考察の中心に据える。

イギリス会計規制において重要な役割を占めるのは、会社法と会計基準の2つである。前者は法曹家の専門領域であり、後者は会計人の専門領域であると区分することも可能であろう。会計処理を経済的実質優先思考に基づいて変更を意図する場合、「法形式よりも実質を」という文言が暗示するように、法曹家は法形式を重視し、会計人は経済的実質を追求するとの対比がなされるのが一般的である。ところが、会社法の枠組みでも、支配力基準の導入が意図された場合ですら、両者の対立は起こりうる。これは、会社法及び規制当局の公表文書と会計基準の関係にかかる規制当局及び法曹家と会計人との認識ギャップに起因する。本稿では、この点も制度的な改正プロセスに影響を与えることも明らかにする。

## 2. 早すぎた経済的実質追求<sup>2)</sup>

### ～「真実かつ公正なる概観」規定とアーガイル事件～

イギリス会社法の特徴的な規定として、「真実かつ公正なる概観」規定(以下TFVとする)が挙げられる。TFV規定とは、企業の計算書類がTFVを示すという目的のためには、会社法の細目規定からの逸脱を求める規定である。<sup>3)</sup>イギリスにおける会計基準も、その目的はTFVの実現にあり、必要

に応じて規定からの逸脱は認められる。したがって、連結範囲の問題と関連させれば、企業は制度会計（会社法と会計基準両者）において所有基準が規定されていても、実務側がTFVを示すと判断する限り、基準を満たさない会社を連結することも可能である。しかし、そうした実務は必ずしも適法、あるいは適正な計算書として認められるとは限らない。本節では、イギリス会計制度全般が支配力基準を指向する以前に発生した、連結範囲問題を概観する。

その事件は、Argyll Foods社（以下アーガイルとする）が1979年度の財務諸表で、法的には子会社ではない Morgan Edwards社（以下MEとする）を連結財務諸表に含めたことに端を発する。1979年は両社は未だ合併を討議していた段階で、実際に合併したのは、翌1980年3月のことであった。<sup>4)</sup> 同社の監査人であるアーサー・アンダーセン会計事務所は、この計算書に適正意見を付し、1980年度のアーガイル社の計算書類において、次のように記している（p.33）：

我々は1979年12月31日から連結されている、ME社とその子会社の取得に重大な注意を払った。我々の意見では、この会計処理は1948年

---

2) アーガイル・フーズ事件は、判事裁判所（Magistrates Court）で審理された事件であり、判決は判例としての効力を有しない。審議内容などについて一次資料を入手できないため、本節の記述は Ashton (1986), Turley (1991) 及び友岡 (1986) に全面的によるものであり、以後特に注をふさないこととする。各証人の意見は、審理が行われた1981年6月の Financial Times あるいは Accountancy Age 等の会計専門誌等でも入手できるが、上述の Ashton (1986) ならびに友岡 (1986) の要約と大筋において相違ないことは確認済である。

3) TFV 規定巡る詳細な分析は、松浦 (1996) を参照されたい。

4) こうした処理が行われた1979年の2月に、アーガイル社はガリバー・フーズ社に買収されその傘下に入った。ガリバー・フーズ社はこの買収を発端に急速な食品事業の拡大を進め、ME社を含むその他4社の買収を同年のうちにやっている。

したがって、アーガイル社とME社は1979年当時全くの独立会社同士というわけではなく、同一グループ内に属し、同一の人物によりコントロールされていた。なお、友岡 (1986) によってアーガイル社の沿革及び、この事件当時の同社の活動及び年次報告書も紹介されているので、詳しくはそちらを参照されたい。

会社法第150及び154条（グループ計算書と子会社の定義）、加えてSSAP14（子会社取得の有効日）を遵守しないものである。<sup>4)</sup>しかるに、脚注10で示した情報により、当該計算書がこの非遵守行為によって誤解を与えるものではない。

我々の意見では、...当該計算書が1979年12月31日時点での同社、及び同グループの財政状態、当該日時で終了する会計年度における損失及び資金の源泉と運用のTFVを示し、1948年及び1967年会社法を遵守している...（下線は筆者）

ところが、この処理が1948年会社法の第150、154条およびSSAP14「連結計算書」に抵触しており、TFVを示していないのではないかとして、商務省によって刑事事件として起訴された。ここでSSAP（Statement of

4) 監査報告書で抵触していると指摘される会社法、及びSSAP14の規定を参考までに示しておく。ただし、会社法の条文については、特に争点となった各条第1項のみを示すことにする。また、本稿と直接関連はないが、SSAP14の規定に関する包括的な説明は、田中（1987 a）によってなされている。

1948年会社法（1976年改正）

第150条(1)各営業年度末に会社が従属会社を有する場合、会社と従属会社の財政状態と損益の状況に関してここで指示する計算書類（以下、“グループ計算書類”）が、以下の各規定に従い、会社自身の貸借対照表と損益計算書が提出される株主総会に提出されなくてはならない。

第154条(1)本法において、会社は本条(3)の規定に照らし、次のいずれかの要件を満たせば他の会社従属会社みなされる。

(a)一方が

(i)その他の会社の株主であり、取締役会の構成を支配するか、あるいは

(ii)持分株式資本金の額面額の過半を所有するか、あるいは

(b)当該会社がその他の会社の従属会社である会社の従属会社である場合。

SSAP14 (para.32)

ある従属会社の取得及び処分の会計実効日は、以下のいずれか早い方でなくてはならない：

(a)約定の交換が行われた期日

(b)申し出が無条件となる、もしくは無条件であると宣言された期日

Standard Accounting Practice)とは、当時のイギリスにおける会計基準設定主体である、ASC (Accounting Standards Committee) が公表した会計基準を指す。

本事件における争点は、まず第一に会社法とSSAP14に抵触していることが、TFVを示していないことの明白な証拠となるか、という点である。第二は、これが投資家等の誤解を招く処理なのか、という点である。

訴追側証人である商務省 (Department of Trade ; 以下DoTとする) の Sutton 氏は、ME を子会社とする処理は、一般に認められた会計実務に反しており混乱を招くものだと述べ、さらに標準的な会計実務からの逸脱が合法的であるのは、それに従うことが明白にTFVを示さない場合のみであると述べた。

さらに、政府の会計部長 (Head of the Government Accounting Service) であるSharp 氏は、アーガイル社の処理が偽りであり誤解を招くもので、ME 社に関しては脚注で触れるにとどめるべきだったと証言した。さらに、アーガイル社が同時期に取得した他の会社は連結しておらず、処理に一貫性がないと批判をしている。

一方被告側の証人として、まず計算書の作成の責めを負うアーガイル社の取締役の Webster 氏が証言した。彼は、みなし取得日時点でME社の任意監査を行い、その結果をアーガイル社と連結させることが最も鮮明な概観を提示できると考えるに至ったが、その前段階として見積財務諸表を作るというオプションを検討していたと陳述している。さらに、SSAPから逸脱するのは特別な場合のみであるが、ME社の取得はまさにそのケースで、特にME社だけを連結したのはその影響が甚大であり、さらに年度末以前に重要な持分と経営権という形で実質は存在していたと述べた。なお、ME社の連結がいわゆる化粧直しのものではないかという指摘に対しては否定している。

第2の被告側証人はマンチェスター大学の Arnold 氏であった。彼は、SSAP14を遵守することがナイーブな投資家に誤解を与える可能性があり、

状況によってそれに抵触することは認められるものだと述べた。その理由として彼は、そういった投資家は貸借対照表のみに注目するので、遵守しては経済的実質を彼らが認識できないだろうと証言している。

第3の証人は、実際に当該計算書類をを監査した、アンダーセン会計事務所のHansonであった。彼は基本的に遵守する方法を支持していたが、この問題に関し事務所内で討議した結果、財務諸表で逸脱行為に関する十分なディスクロージャーを行い、かつ企業がその他すべての代替案が相当程度の誤解や混乱を招く上に不適切だと感じる限りにおいて、SSAP14から逸脱する規準を満たしている状況だと結論づけたと証言した。さらに、EC第7号指令草案の第1条(c)では、支配的影響力がある場合、当該企業を子会社に含めて連結すべきとある、と主張した。

最後となる第4の証人は、クーパーズ&ライブラントのMunson氏であった。彼は、当該財務諸表が議論を呼びうるものではあるが、TFVは示していると述べた。また彼は株主が貸借対照表のみを参照し、脚注表示に有効性がないという原告側証人の意見は根拠に乏しいとして賛同しなかった。さらに、自分が監査をするとしたならば連結からME社を除外し、見積計算書を作成するが、これに関しては会計専門職間に意見の相違がある点を指摘している。

以上ごく大まかにアーガイル事件に係る審議での質疑応答を示した。結局裁判所の判決は、一監査報告書で指摘されている第154条ではなく一1948年会社法第150条及び152条（グループ計算書のTFV規定）に抵触したことを事由に、原告勝訴というものであった。既述のように、この判決は判例法としての効力を有するものではない。しかしながら、会社法におけるTFV規定の意義、そしてSSAPの位置づけについて一石を投じるに十分な事件であった<sup>6)</sup>。

6) たとえば、Accountancy Ageの1981年6月26日号(p.1)では、当時ASCの委員長であったWatts氏が、SSAPの地位向上につながるとしてこの判決を歓迎する旨の発言をしたことが記されている。

以下では、SSAPの位置づけといった観点をも視野に入れながら、アーガイル事件に端を発する、非連結子会社を中心とするオフバランス問題と規制アプローチの関係について分析していく。

### 3. アーガイル事件と実質主義的規制

#### ～正統性の欠如の意味～

#### (1) アーガイル事件にみるTFV 規定のジレンマ

会社法の条文との関係でいえば、本事件の焦点は疑いなくTFV 提供のための逸脱行為の解釈にある。Belfour (1981) の述べるように、ME社は問題になった時点で「法的に」子会社でないのは明らかであり、1948年会社法の第150条と154条の規定の解釈を超越した問題なのである。

仮に会社法本編と付則、さらにはSSAP 規定された処理を遵守することがTFVの要請であるならば、最上位概念としてのTFV 規定は有名無実化してしまう。また、規定を逸脱することをディスクロージャーによる「追加」情報の提供という範囲に限定するのであるのならば、TFV 規定は逸脱を一切認めないものになってしまう。

このことは、TFV という実質主義的規制を最上位概念におく場合の、会計規制の問題点を顕著に表している。規制の文言から逸脱すべき状況について定義がない場合、経営者が「特別な状況」であると信じるのが、TFV 提供のための逸脱行為の必要十分条件となる。したがって、取締役がかく考え、監査人も承知しているならば、財務諸表作成時点において会社法に違反しているはずはなかった。規制当局による何らかのアクション

7) 一歩進めて考えてみると、TFV の定義について決定的な見解がない場合、問題とすべきは計算書類の作成に当たり、1976年会社法第150条(3)にあるように、取締役がその目的の充足のために合理的な手続きを踏んだか否かにあると思われる。上述のように、アーガイル社の取締役は第150条違反で有罪となった訳であるが、このうち(3)にかかる審議内容が入手できないことは、実質主義的会計規制のあり方という観点から見たときに大変遺憾である。

が起きない限り、その計算書の適法性は維持されているのである。

しかし、アーガイル事件のように、いったん規制当局がその適法性について嫌疑を投げかけると、状況は一変する。同社が行った処理は、経済的実質優先思考に基づいたものであることはいうまでもない。これでは、Bird (1982) の述べるように、一般的にいくつかのTFVが存在し得るというコンセンサスがあるにもかかわらずある事象について、規制当局が認めないTFVがある、ということになる。

実質主義的規制によると、企業側は事前にそれを認知できない<sup>8)</sup>。これが、規制の正統性にかかる問題であり、McBarnet and Whelan (1992) の、「市民は法とは何であり、何を禁止し、また何を認めるかを知る権利がある。法は事前的なものであって、遡及的なものであってはならない (p.82)」という指摘通り、法の基本的な前提を崩してしまうことに他ならない。会社法の細目規定から逸脱している企業のうちの1つを、狙い撃ちすることすら可能になってしまうのである。

アーガイル事件において、DoTはまさにこの超えざるべき一線を超え、実質主義的規制の最大かつ致命的な問題、すなわち正統性の欠如という問題を、眠りから起こしてしまったのである<sup>9)</sup>。

## (2) TFV の解釈指針

8) この危険は、Bird (1982) の以下の既述に象徴される (p.33) :

(取締役と会計人は一筆者) は、訴訟沙汰に消極的であるという、DoTに関する過去の風評に胡坐をかいていられなくなった。同省は自身が獵犬でなく番犬であるとし、受領したすべての計算書類と監査報告書を精査するわけでないといっているが、関心を引くような法への抵触を無視することはできないだろう。…つまるところ、取締役と彼らの会計アドバイザーは、TFVを提供するという大前提の中で、法の細目規定に抵抗する余地がかなり狭いものであることを肝に命じておかなければならない、ということである。

9) イギリスの監査報告書では、いうまでもなく財務諸表がTFVを示しているか否かが重要な要素となる。したがって、適正意見がふされていることが遡及的規制を受けないことの基準となる、という予測も成り立つが現実はそうっていない。Ashton (1986) で観察されているように、当時の大企業300社の財務諸表のうち、限定付適正意見が付与されているものが13社あったにもかかわらず、それらに関してなんら訴追されてはいない。

DoTとしては、この問題を顕在化させてしまった以上、規制の正統性を高めるために、TFVの為の逸脱行為に関し、より形式主義的規制に移行せざるを得ない。そのため、アーガイル事件と1981年会社法施行の間に、まずTFVに関する意見書を公表した(以下DoT(1982)とする)<sup>10)</sup>DoT(1982)では、まず連結計算書類においてTFVを示すための逸脱行為について、以下のように述べている(para.1)：

- (f) 新規定(1981年会社法—筆者)の下で、TFVの要請は、(法定情報に関する条項が当該目的に関し不十分である場合)貸借対照表もしくは損益計算書、あるいは脚注において追加情報を示すことで、可能な限り充足される。これが不可能な場合に限り、TFVを提供するに必要な程度の、その他の要請からの逸脱が肯定され、かつ必要とされる(新第152条(3)によって適用される新第149条(3))。
- (g) 第150条は連結計算書類に含まれるべき事項について扱うものではない。それは連結計算書類とそこで扱われるべき会社を定義し、かつそれらを如何にすべきかを述べるものである。したがって、新第152条は、持株会社及びその従属会社以外にかかるTFVを示すために、第150条の規定が踏みにじられることを可能とするものではない。し

10) 1981年会社法は、第4次施行にしたがい、1982年6月15日に施行された。

11) 1981年会社法での新152条のうち主要項目について示しておく：

#### 第152条

- (1)本条の以下の規定にしたがい、(1984年法第150条と併せて解釈される)1976年会社法第1条(計算書類作成に関する一般規定—筆者)に基づき持株会社作成する連結計算書類は、連結計算書類の内容と様式及び計算書類の注記で提供されるべき追加的情報に関し、(作成される連結計算書類に適用できる限り)本法第8付則の規定に準拠するものとする。
- (2)当該計算書類は、(注記と併せて)持株会社の社員に対して、連結計算書類に含まれる持株会社及び従属会社全体としての財務状態並びに損益のTFVを与えなくてはならない。
- (3)本条(2)は、本法第8付則の規定のみならず、持株会社が作成する連結計算書類及びその注記の関する1948年会社法ないし1981年会社法のその他のすべての要請に優先するものである。

(以下省略)

かしながら、それら諸企業の財政状態に関する TFV を示すために、持株会社でも従属会社でもない企業に関する情報を計算書類に含めることが必要となる場合があるが、その場合の情報は上述(f)にしたがったものでなくてはならない<sup>12)</sup>。

これらの既述から明らかになるDoTの姿勢とは、可能な限り注記を含む計算書類は法規定に従うことを要請する、というものである。これはTFVの最優先性を抗弁に、企業が連結範囲に関して多様な解釈をすることを望まないに等しく、法定外での情報開示を求めているのである。

その上で、DoT (1982) は、非従属会社の情報を連結計算書類に収容するという逸脱行為を考慮すべき状況を、SSAPとの関連で4つ例示してい

12) この既述は、会社法とSSAPの関係という側面からも分析することができる。うなわち、会社法における細目規定を遵守しなくても、SSAPに従っていれば、企業がある種の免罪符を得られる可能性が高いということである。

13) DoT (1982) で示された状況とは、以下の4つである：

1. 1981年会社法は、持株会社の連結計算書類が関連会社を持分法によって処理すべきであるという明文規定を設けている。これは持株会社の社員に関する限り、連結計算書類がTFVを示すため (SSAP 1の言葉で言えば受託責任を説明する) に必要であるために設けられたものだと考えられてきた。しかし、SSAP 1が関連情報を連結形式によって連結計算書類で独立項目として開示することを要求していることは考慮すべきことである。
2. SSAP14は、営業年度終了時点以前に売却した従属会社に関する財務情報を連結損益に直接含めることを要求しており、かつ株主が重要な取得と売却が連結結果に与える影響について評価できるように、当該連結計算書類がそれに関する十分な情報を提供することを求めている。
3. SSAP17は、取得のように重要な未修正後発事象 (すなわち、貸借対照表日に存在しなかった状況にかかわる事象) に関する情報を財務諸表で開示することを求めている。その開示方法は、取引を説明し、かつ (可能であれば) その財務的影響に関する見積を示す注記を行うというものである。この開示形式は法規定を超えたものである。貸借対照表日以降に取得された会社に関する完全な見積計算書類は、はばかられるものでない。(1981年会社法第13条は、当該会社あるいはその従属会社に影響を及ぼす重要な後発事象の詳細を、取締役会報告書に含めることを要請することになるであろう。)
4. 貸借対照表日以前に売却され、その後再取得されたという場合に関しては、SSAP14及び17に準拠した処理が考えられることになろう。

る<sup>12)</sup>、<sup>13)</sup>それは、あくまでもDoTが示した例に過ぎないが、企業の側に立ったときに、一定の拘束力を持つものと考えられる。つまり、細目規定からの逸脱が相当程度で許容される場合が示されているのである。いいかえれば、この例示に上がっていないような連結規則からの逸脱行為は、訴追されるか否かについて全く予測がつかない、ということである。

したがって、上の例示によって、企業が訴訟についてリスク愛好的でない限り、連結範囲問題に関する逸脱行為を考慮する状況が実質的に確定されたことになる。実質主義的規制に不可欠な適用者側での判断は、相当程度削減されることに等しいのである。DoTが企業に対しより会社法の規定への準拠を求めるに至った、すなわち形式主義的規制の方向にシフトしたと考えることができる<sup>14)</sup>

上の分析は、DoT (1982) の次の記述によって補強される (para.4) :

本省は、連結計算書類にかかる法と、指針の表明及び最善の実務の表示としての会計基準による開示その他の要請との間に、いかなる矛盾も存在していないと考える。しかし、本省は、法規定の遵守を犠牲にしてまでも、形式よりも実質を優先すべきでないことは自明のことであると考えている。

そもそも TFV 規定はそれ自体が会計規制の目的であり、田中 (1993) の述べるように、そのために実務側での一般要件からの逸脱、あるいは自ら他の要件を創造が必要と考えられてきた。しかし上の記述では、そうした逸脱行為の正当性を主張する際に、SSAP という有権的な意見書を用いることに関しても疑義を投げかけている。一企業の個別的な判断については推して知るべしであろう。

14) Arden (1989) では、Burnett & Hallamshire 社の1985年度次報告書において、アーガイル事件と同様なケースが追加情報の提示によってTFVが示されている。この事実は、この分析の有効性を補強する証拠となる。

この一連の動きで、TFV 提供のための連結計算書類にかかる逸脱行為は相当程度制限されたことに疑いはない。その意味で、1976年会社法における罰則規定を伴う目的規定の正統性は向上している。

しかし、その後ASCの立場は本格的に経済的実質優先思考にシフトし会社法との乗離の度合いを強めていった。のみならず、いったん形式主義的規制にシフトしたかと思える会社法は、連結計算書類規定にかかるEC第7号指令の導入に際し、経済的実質優先思考の導入を考慮する必要が生じた。

経済的実質優先思考を導入する場合、特に規制アプローチが問題となるのは、取引の経済的実質の多面性に起因する。すなわち、その取引の実質を本当の意味で理解しているのは、実際の当事者のみであって、規制当局ではないのである。そこで実質主義的規制を行えば、その判断は当事者の裁量に任せられ、一形式主義的規制によれば規定が実質を決めることになる。これまで概観した連結範囲の問題は、経済的実質追求の文脈での連結規定変更とのかかわりで、より一層の議論を惹起することになる。

#### 4. オフバランスと経済的実質優先思考

##### ～連結範囲問題の再燃～

###### (1) T R (Technical Release)603のインパクト

1980年代中盤に、当時のM & Aブームと複雑に絡み合いながら、いわゆるオフバランスシート・ファイナンス（以下OBSFとする）活動がイギリ

14) Peasnell and Yaansah(1988)によれば、OBSF活動は以下の2つに大別できる。：

(a)疑いなく資金調達を行っているのだが、それを別法人を通して行っているような活動

(b)一見するとOBSFとは見えないが、慎重に分析してみると、資金調達の属性を有しているが貸借対照表に表れない活動

また、彼らは、M & A活動を終了した後に、結果としてのグループ貸借対照表を「整理」するために、OBSFが頻繁に用いられていることを報告している。

スにおいても普及していった。当時の業界再編の波の中、数字で示される企業の状態を悪化させることなくM & A活動を行うために、OBSF活動ほど即効性を有するものはない<sup>15)</sup>。連結財務諸表に係わらしめれば、これは連結除外子会社を活用することを意味している。

しかし、アーガイル事件の後のDoTのアクションは、より形式的にTFV規定及び細目規定をとらえるものであった。よって、OBSF活動を計算書類で示さなくても、DoTの意見書の例示以外の領域であれば、TFV規定に違反しないのであるから、企業はわざわざ自社の状態を悪くみせる必要はなくなる。DoTの規制アプローチのシフトは、その経済的動機とは別に、OBSF活動が活発化する誘因を間接的に与え得るのである<sup>16)</sup>。

#### A. TR603の概要

こうした状況に対処するため、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales ; 以下ICAEWとする) は、1985年にTR603「OBSFと粉飾」を公表した。TR603では、まずOBSFと粉飾について以下のように定義している (para. 5) :

##### 1) OBSF

法の規定及び現在の会計慣行の下では、資金調達という側面の一部またはすべてが貸借対照表に示されないであろう方法で、企業活動の

16) Peasnell and Yaansah (1988) は、子会社を活用したOBSFによる会計数値操作のパターンとして、現実に観測された6つのケースを挙げている :

- ①支配企業は50%以下の株式資本しか有していないが、その持分をいつでも50%以上にできる株式購入オプションを有している。
- ②支配企業はほとんどあるいは全く持分を有していないが、望むときに5%以上の議決権を有するに足る関連企業の転換性の負債を有している。
- ③支配企業は半分の過半を有しているわけでも、取締役会の支配をしているわけでもないが、それがないと関連会社が清算に追い込まれてしまう十分な運転資本を提供し、かつそれをいつでも望むときに引き上げることができる。
- ④形式的には上述③と同様であり、何らかの形で関連会社が支配企業の意向に沿わなくてはならないような営業、投資あるいは雇用契約が締結されている。
- ⑤いわゆる「ダイヤモンド構造」もしくは「二重会社シェーマ」を有している。
- ⑥支配企業が関連会社の取締役会を、間接的に法的コントロールをしている。

ための資金調達または再調達を行うこと

2) 粉飾

当該企業の財務諸表が、その財政状態に関して誤解あるいは非表象的印象を与えるように、状態を取り繕う目的を持って行われる取引のこと

これら2種類の取引に関しては、1985年会社法第228条で要求されるTFVの提示という観点から見たときに、追加的なディスクロージャーでは十分ではなく、誤解を与える可能性がある。したがって会計処理法を変更する必要があるが、それは通常会社法に準拠して行うことができる。OBSFの場合、たとえ法形式的には他の企業あるいは媒介物に帰属するものであっても、それは実質的に借入れの同等物であり、貸借対照表で示すことが必要となり、資産においても何らかの利害を示す必要があるとしている。

そして、有権的な指針、すなわちSSAPが作成されるまでの暫定的措置として、以下の点を考慮することを求めている (para.17) :

- 1) TFVの提供を意図する財務諸表においては、その真の性格および適切な会計処理を決定するさいに、単にそうした取引の法形式ではなく、その経済的実質が考慮されるべきである。取引の実質に基づいてそうした項目が計算書類に示され、かつそれが法形式とは異なる場合、計算書類の注記がそうした取引の法形式を示し、かつ示された項目の価額について開示しなくてはならない。
- 2) 法形式ではなくその実質に基づいた重要な取引の会計処理が、会社法の規定に準拠しないような場合が稀に存在する。その場合、たとえば取引の経済的実質に基づいた別個の見積計算書類を示すことなどにより、適切なディスクロージャーを行わなくてはならない。

本稿の分析対象であるOBSFとしての従属会社に関しては、つぎのように述べられている (appendix A,1) :

- a) 従属会社でない依存会社 (non-subsidiary dependent company) : 設立時点から、ある会社、すなわち「親会社」の支配の下にありながら、法的には従属会社ではないような会社 (あるいはその他の主体) のこと。その後、「親会社」から新設の非子会社企業へと資産と負債が移管され、それらの数値が連結財務諸表から排除されてしまう。

## B. 分析

T R 603では、会計人の側から相当鮮明な経済的実質追求の意思が示された。商務省から名称変更した通産省 (Department of Trade and Industry : 以下DTIとする) の支持を得ているといっても、アーガイル事件での決定を相当意識しながら、限定的に主要財務諸表での会計処理の変更を提言している。

しかし、OBSFを貸借対照表に計上しようとする事にかかるロジックは、基本的にアーガイル事件における被告側証人の主張と軌を一にするものであることは、上の記述から明らかとなろう。よって、DTI側からの当該T Rへの支持の位置づけを、いかに考えるかということが極めて重要な問題となる。

T R 603公表当時、経済的実質追求とTFVの関係に関するDTIのスタンスのシフトを明確に示唆する文書は存在しない。したがって、Tweedie (1989) の述べているように、para.17,2)での「稀な場合」という表現が重要となる。前節までに分析した経緯を追ってみると、ほとんどの状況が稀な場合になり得るのである。逆に、ICAEWのT R公表の意図が、同段落1)の記述、すなわち主要財務諸表における処理の変更を意図するものであるならば、アーガイル事件のような個別企業の問題にとどまらなくなる。形式主義的アプローチにシフトしたと考えられるTFV規制の下では、この立場がASCにおいても継承されるならば、将来的に会計基準の遵守が、システムティックに会社法のTFV規定違反につながる可能性が生じることになる。

## (2) 法曹家の抵抗

ICAEWの鮮明な経済的実質追求の立場に呼応して、正反対の見解が法曹界から提示された。その代表が、1986年に法曹協会 (Law Society) の会社法委員会が公表したメモランダム (以下 Law Society (1986) として言及する) である<sup>17)</sup>。

### A. Law Society (1986) の概要

法曹協会は、計算書類の利用者が、TRの言及している取引の種類に関し、インプリケーションを評価することができる情報を与えられる必要がある、という基本的な目的を支持するが、それにもかかわらずTRには2つの基本的問題があるとする。

第1の問題は、実質優先思考にかかる議論である。法曹協会は、計算書類の主要な目的は、その利用者が企業に関して熟慮の見解を獲得することができることにありと考えている。そのために、そして企業間の比較可能性と首尾一貫性を確保するためには、計算書類の作成において、とりわけそれら計算書類に含まれる基本的項目に関しては、主観的な要素を極力排除する必要があると考えている。そのための明白な準拠点こそが法的関係の分析であり、それを変更することは、その意味と影響が主観的かつ不確実な、漠然とした分析を余儀なくされることに他ならない。

第2の問題は、OBSFと粉飾の並置である。すなわち、OBSFと粉飾を同様な方法で扱うことが混乱につながると考えている。そこで、取引を3つに分類して考え直してみる必要が生じる。1番目は、額面通りに計算書類に反映させることが、TFVを示さない計算書類につながるような取引、すなわち誤解を与えることを意図する取引である。2番目は、会社法の付則に厳密に従うことによって、計算書類でTFVを示せないような取引である。3番目は、表面的な状態と真の法的効果が異なるものである<sup>18)</sup>。

17) このメモランダムは、法学院理事の法改革委員会 (the Reform Committee of the Sanate of the inns of the Court) と法曹界 (the Bar) の承認を得たものであり、法曹家の意見を相当程度代表するものとみなしてよいだろう。

このうち、1番目と3番目の分類に関してはTFV最優先の規定の下で逸脱が認められると考えているが、2番目のものに関しては問題がある。そこで、これに関しては追加的な情報を提供することが最も望ましい。

そして会社法規定の解釈に関し、ICAEWの見解と決定的に異なるのが、第228条(4)にかかる見方である。同項は、会社法の細目規定の遵守によって十分な情報が与えられない場合、追加情報を与えなくてはならないといているのであって、処理を変更しろといているのではない。しかしICAEWのスタンスは、取引を特徴づけ直すこと、すなわち経済的実質追求がTFV最優先規定による必要はないとしているが、これは認められない。

## B. 分析

法曹協会の主張は、以下の2つに集約されるように思われる。

①会計数値への主観性の導入は、できるだけ回避する必要がある。

②TFV提供のための会社法細目規定の役割を、過小評価すべきではない。

留意すべき点は、法曹家が必ずしも情報として経済的実質優先思考に基づいた情報を欲していないわけでも、一刀両断に処理の変更を否定しているわけではない、という点である。Law Society (1986)の作成にも携わった、Aldwinkle (1987)が述べているように、EC第7号指令の導入を目前に控え、——少なくとも連結範囲に関しては——DTIの立場も経済的実質優先思考へとシフトしつつあることが念頭におかれているためといえよう。たとえば、上で3つに分類されたうちの最後の取引などは、明らかに経済的実質優先思考に近いものであり、その処理の変更について異議は唱えられていない。

18) 第1の分類に該当するものとして、いわゆる粉飾行為が挙げられ、第2のものにはOBSFが挙げられている。第3の分類に含まれる取引として、買戻し条件付売却が例として挙げられている。Tweedie (1989)は、法的見地からみたときに担保を供した借入に等しいとし、この処理においてTFV規定を用いることは経済的実質追求であるとしている。

したがって、当時のイギリスに関していえば、制度全体の経済的実質優先思考の流れの中、法曹家がそれ自体に対して抵抗しているという側面以外にも注目する必要がある<sup>19)</sup>。それは、経済的実質優先思考に基づく処理の規制アプローチに対する嫌疑である。ここで、法曹家を形式主義的アプローチを選好するものと考えてみよう。形式主義の核心はルールにしたがった意思決定である。

まず上の②について考えてみる。Wild (1987) の述べるように、法の統合性や首尾一貫性などを維持するために、会社法の細目規定とSSAPが対立している場合、SSAPを遵守することはTEV追求のための逸脱行為でなくてはならない。そうでないと、従うべきルールが2つ存在してしまうことになる。

法曹協会がTFVの提供という規制目的を全く意識しないわけではない。それは、Law Society (1986) の取引分類と、求められる処理の考察から明らかである。しかし、それは逸脱行為として認知されるべきものとなる。

今1つの主張である①の会計数値の客観性にかかる問題は、②の問題が仮に解決されたとしても生じ得る。それはAldwinkle (1987) の、「テストが主観的になればなるほど、いかに処理すべきかについて異なる事務所の監査人が示す意見の多様性がますます増えていく可能性がある (p.21)」という記述に象徴される。こうした考え方は経済的実質追求の「実質」の意味を、取引の実質という意味と同時に、実質主義的な規制アプローチという2つの意味で考えることに等しい。経済的実質優先思考を導入しても、規制アプローチいかなんでは、テストを客観的なものにすることは可能である。

以上の分析を要約する。Law Society (1986) の主張の②は、会計規制全般のドメインのなかで、会社法という限定的な領域を尊重するという意

19) 従来の分析視点から見れば、主要財務諸表で処理を変更することと注記情報の有効性の比較が重要な問題となる。それに関する議論は、Tweedie and Kellas (1987) あるいはPeasnell and Yaansah (1988) などを参照されたい。

味での形式主義的立場の発現であるとみることができる。換言すれば、いわゆる縄張り争いの問題ということもできる。一方①については、会計規制全般について、機械的適用や予測可能性を尊重するという意味での形式主義的規定追求の発現であるとみることができる。

## 5. 2つの規制アプローチの調整 ～連結範囲規定にみるアプローチシフト～

### (1) ASCの決断—E D 42の公表

当時 ASCの委員であったWeetman (1989) やPatient (1988) などが観測しているように、T R 603でICAEWが鮮明に打ち出した本格的な経済的実質優先思考の意思と、強烈な法曹協会の抵抗は、人々の注目するところであった。そうした中、1988年にASCはOBSF 問題解決に向けて、公開草案(Exposure Draft ; 以下E Dとする) 42「特殊目的の取引の会計」を公表した<sup>20), 21)</sup>

#### A. E D 42の概要：基本的スタンス

このE Dの特徴について、Peasnell and Yaansah (1988) は「(E D 42は一筆者) 過去のSSAPとは明らかに一線を画する。その特徴は技術的というより概念的なもので、...過去のSSAPでは考えられないほど、判断の余地が多分に残されている (p.33)」ものなのである。

この点について、ED42では次のように述べられている(para.1.11):

ASCは、現時点における適切な行動は、様々な状況に適用可能な一般的な指針を作成することであると決断した。ある部分、この決定は、

20) 1987年5月号のAccountancy誌(p.31)上では、当時類発していたOBSF手法とそのボリュームを示しながら、ASCのこうした動きがまさにタイムリーなものであると論評している。

21) 本小節においてE D 42に言及する際は、以下該当する段落数を示すこととする。

洗練され変化の早いビジネス領域での全ての発展に包括的に対処可能な、詳細な規則の提供は、ASCにとっての実践可能性に乏しいという調査を反映している。またある部分は、認められた実務の望ましく、より首尾一貫したシステムは、新たなケースをアドホックに扱うよりは、最初の段階で原則を展開することによって、整備されていく可能性が高いという信条を反映している。

また、「(経済的)実質」という用語が、はじめて登場したのもこのEDである。これについては以下のように述べられている (paras, 1.15, 16):

提案されている意見書での実質の会計とは、ある取引の会計取引がその商業効果を公正に反映するという意味で解釈されるものである。

この原則は、実質は形式に優先するとか、時として言われるように、経済的実質は法形式に優先するという記述とは区別されなくてはならない。それは、特殊目的の取引の形式から流れ出る商業効果の分析であって、そうした取引の実質の理解につながるものなのである。

極めて慎重な表現ではあるが、この記述から経済的実質追求と異なる点を見いだすのは困難である。アーガイル事件以降、未だ明示的にDTIの見解のシフトが示されておらず、経済的実質追求の論理が会社法と対立する可能性が捨てきれないために、上述のような記述に至ったものと思われる。その一方でTFVを示すための特別な状況以外では、注記では不十分であるとして、会計処理の変更を原則的に求めるに至っている<sup>22)</sup>

#### B. ED42における従属会社

以下では、連結範囲に関する提案に限定し、さらに詳細に検討する。

22) このASCの立場に、TFV規定の拡大解釈ではないかとの懸念を示した会計人も多くいた。たとえば、Peasnell and Yaansah (1988) 及びPatient (1988) もこうした意見を述べている。

まず、特殊目的の取引は、次のように定義される(para.1.3)：

特殊目的の取引とは、取引の構成要素が段階的に発現させられること、あるいは取引が全体として見られることにより、当該取引から生じる便益及び義務が異なる方法で、あるいは異なる期間に処理されるように、それらを組み合わせる、あるいは分割するような取引である。

この概念を操作化するために、資産・負債の概念も変更する必要がある、E D 42では、ASCは初めてその定義づけと共通属性を述べるに至っている(paras.13, 14)<sup>23)</sup>

しかし、資産・負債の定義を従来考えられるものから拡張し、収容できる器を広げたとしても、報告主体の範囲をどうするかは別問題として残っている。

そこで、E D 42では、特殊目的の取引を再特徴づけるために定義した、資産・負債の定義を連結に拡張し、次のように述べている(para.50)：

企業は、ある便益それ自体を直接的に支配するか、またそれを直接支配する企業を支配することによって間接に、便益を支配することができる。間接支配の典型的な例は、従属会社の資産を親会社が支配することである。...

23) 参考までに、E D 42における資産・負債の定義を示しておく。資産については次のように定義されている(para.14)：

財務諸表作成目的で、一般レベルにおいて資産は、過去の取引あるいは事象の結果として、特定企業によって支配され、かつそれに帰する予測される将来の経済的便益として示すことができる。

また、負債については次のように述べられている(para.22)：

財務諸表作成目的で、一般レベルにおいて負債性引当金を含む負債は、将来時点において他の主体に移転される、あるいは供給されるサービスによる、予想される将来の経済的便益の犠牲を伴う、特定企業の現在の義務として示すことができる。

ここでの鍵は「支配」という概念である。つまり、会社法で規定されている「所有」という連結範囲の基礎と決別したのである。

この支配概念をベースに、E D 42ではICAEWのT R 603での認識を踏襲しつつ、支配非従属会社 (controlled non-subsidiary) という概念を提示している (para.54) :

報告企業の支配非従属会社とは、会社法における従属会社の定義は満たさないが、報告会社もしくはその従属会社によって直接・間接に支配されている、あるいはそれらにとっての便益とリスクの源泉となっており、その手段が従属会社であった場合と実質的に同じ効果を生み出すような、企業、信託あるいはその他の手段である。

さらに、会社法との関係についてもICAEWと同様、一步踏み出した見解を示している (para.65) :

...支配非従属会社の性質は、報告企業とその従属会社のTFVを示すために、法で定義された従属会社と同様、それらを支配するグループのグループ計算書で処理することを要求する特別な状況の存在という推定を導くものである。

会社法及びSSAP14の下では、通常そうした処理は支配非従属会社を連結財務諸表に含むことを意味する。...

また、特別な状況下にあって、支配非従属会社を連結範囲に含めることが適切でない場合、見積連結財務諸表を作成することが必要であるとされる。

### C. 分析

会社法でのTFV規定とSSAPの関係について、E D 42はアーガイル事件以降の形式主義的なTFVの解釈に、会計の立場から一石を投じたことは

明らかになる。E D 42で今一つ考慮すべきなのは、実質主義的規制を行う場合宿命的につきまとう問題である。Law Society (1986) との関係でいえば、上述の①にかかる会計数値への主観性の介入の問題、あるいは規制の正統性の問題である。

E D 42の定義では、非連結従属会社を活用したOBSFは、潜在的にほとんどすべてが解消される。しかし、支配力という概念の不明確性のゆえ、処理する側ではどこまでを連結範囲に含めるのかが、このままでは分からない。

そのためアーガイル事件でのTFVの解釈と、全く同様の論争が生じる可能性がある。ASCもこの点を意識し、次のように述べている (para, 1.22):

考えられる誤解を避けるために強調しておくが、支配非従属会社の定義は極めて限定的なものであり、それは関連会社に行使し得る「重大な影響力」、あるいは大企業がそれに極めて依存的な零細顧客あるいは供給者に対して行使し得る経済的影響力以上のものを要求するものである<sup>24)</sup>

この記述から、ASCの考えている支配非従属会社が、「関係」企業すべてではないことは明らかになる。ただし、いわゆる50%所有基準から、この限定までの間に存在する企業が多数存在するという現実を勘案したときに、処理の予測可能性の問題は依然として解消されていないと見る事が出来る。

## (2) 法曹協会の抵抗

基本的にICAEWのT R 603のスタンスを踏襲し、かつそれを極めて概念

24) ここで「重大な影響力」として特に言及されている理由は、ここでの従属会社の定義が、SSAP 1の関連会社の定義。すなわち20%以上の議決権保有を超えるものでないことを意味している。

的に展開したE D42に対し、法曹協会から強い懸念が寄せられるのは想像に難くない。ここでは、連結従属会社問題に限ってE D42に対する法曹協会の反応を概観していく（以下 Law Society (1988) として言及する）。

#### A. Law Society (1988) の概要

Law Society (1988) では、E D42での支配非従属会社の定義に対して、次のような意見を示している。

第1に、E D42のpara,1.22を除いて、そうした手段を識別する指針がないことである。これは実務に疑問と議論を引き起こす可能性がある。

第2に、「支配」の定義がないことも問題である。

第3に、定義を適用した場合に、TFV 最優先の規定を用い、当該手段を連結することを要求する、「特殊な状況」の存在という結果にかかる推定を構築することが問題となる場合がある。また、追加的情報で当該取引を処理する限界を、正当化する努力がなされていない。

第4に、当該推定が否認されるという「稀」な状況では、追加的情報が見積財務諸表によってのみ示されることについて、なんら説明がなされていない。

さらに、総括的な意見として、「我々は、現行法、及び第7号指令の要求によって、支配非従属会社の処理の方法は提供されるであろうと考えている。我々の関心は、E D42がその目的に到達するための方法である」と述べている。

#### B. 分析

以上の要約から、先に述べた2つの意味での形式主義的思考による抵抗が見受けられる。会社法とSSAPの関係にかかる解釈においては、基本的に変更はみられない。ただし、第7号指令の導入を織り込んだ上で、従来の立場を再確認したことは注目に値する。

一方実質主義的規制アプローチの問題について、このコメントは正鵠を射たものである。繰り返して述べるが、包括的な定義は拡大解釈が可能である反面、縮小解釈についても同様である。したがって、E D42のままで規

制するならば、規制の正統性のみならず有効性についても疑問が残る<sup>25)</sup>。

Law Society (1988) は、この問題の解決に向けての1つの代替案を提示している。すなわち、実務指針を提供することを求めるが、それは基準の一部として規制回避の余地を与えるものとするのではなく、概念の一般的な適用可能性を示す物とすることを求めている。この意見は、形式主義的アプローチと実質主義的アプローチの双方の利点を、出来るだけ減ずることなく規制するための、1つのステップとして評価に値するものである。

### (3) DTIの追認と会社法改正

アーガイル事件以降、DTIが連結問題に関して公式的に意見を表明したことはなく、それが法曹家と会計人の縄張り争いを引き起こした側面は否定できない。狭い意味での形式主義の問題、すなわち会社法に対する形式主義的立場の問題は、DTIの意見の表明によって変化するのである。

EC第7号指令の導入を目前に控え、DTIはようやくそのスタンスを明らかにした。ここでは、まず待ち望まれていたDTIの文書（以下ではDTI (1988) とする）について概観していく<sup>25)</sup>。

#### A. DTI (1988) での従属会社

まず第7号指令の従属会社の定義について、次のように述べている (para.4) :

(第7号指令の一筆者) 第1条2項のもとで、ある会社が他社の従属会社とみなされるのは、

(i) ある会社に対して、他社が「参加的持分」を保有している。単純

25) 実践可能性に対する懸念は、実際に基準を適用する会計人あるいは企業の側からも寄せられてしかるべきである。こうした意見は、たとえば1988年4月号の *Accountancy* (p. 4) などにみることが出来る。

26) EC第7号指令の成立経緯とその内容については、黒田 (1989) あるいはWoodridge (1991) などを参照されたい。注意を要するのは、支配力基準がIASやSFASなどの影響によるものでなく、一般には形式あるいは数量的な基準を重んじると考えられている、ドイツ会社法を基にしたという点である。

に考えると、当該他社にとっての活動に貢献することを保証する目的で、長期的視野で当該会社の株式を保有することあるいは資本におけるその他の権利を保有することである。...ある持分が参加的持分であるとみなされるのは、その持分が資本金の20%を超えたときである。

- (ii) ある会社に対して、他の会社が実際に支配的影響力 (dominant influence) を行使しているか、あるいはそれ自身と当該会社が統一のベースで運営されている。

第1条2項を適用するにあたり、従属会社の決定に不可避的にある程度の判断が必要となる。我々は本条でカバーされているケースにあって、連結するという要請は複雑な公式的關係だけでなく、実際上の関係に依存すべきであると考えており、「支配的影響力」あるいは「統一のベースで運営」の意味するところを法令で詳述せず、各ケースのおかれた状況に照らして決定されるべきものとする。究極的に、その解釈は裁判所が決定すべき問題となるであろうが、我々は当該領域に会計基準によって指針を与えられるべきと考える。

この記述から明らかなように、第7号指令導入によって連結従属会社の決定に一追加的に一支配力基準が採用され、DTIはその規制に一定の実質主義的アプローチを採用することが表明されている。

#### B. 1989年会社法改正

DTI (1988) に引き続き、1989年会社法第258条(4)において支配力基準が導入された<sup>29)</sup>新会社法でも、「支配的影響力」や「統一のベースで運営」という文言の定義はなされていない。ただし、「参加的持分」の存在が必要となる点に注意が必要である。

参加的持分について、第260条で厳密な定義がされている。同条(2)では、通常20%以上の株式所有が参加的持分とされ、さらに同条(3)では、株式持分として、(a)株式持分に転換可能な持分と、(b)株式あるいはそれに類する

ものの取得オプションが含まれるとされる。

この点は、会社法における関連会社の定義と関わらせてみるとよりよく理解できる。会社法第4 A付則20条(1)で、参加的持分を有し、かつその営業及び財務方針に重大な影響力を及ぼすことのできる会社を関連会社としている。すなわち、関連会社の定義を充足するうちのある部分を、子会社とすることが、会社法の支配力基準の意味であることが分かる。

### C. TFV 提供のための逸脱行為

ここで、ED42の支配非従属会社との関係を考えてみる。EDでは、関係会社に対する重大な影響力の行使よりも、支配非従属会社の概念は狭いものだと述べている。しかし、その定義においては、第7号指令で要求されている、「参加的持分」という一定の所有を要求していない。ED42の提案がそのままSSAPとして成立するならば、連結範囲のある部分はTFV規定との関係を考慮する必要があるが生じる。また、ED42では稀な場合にのみ見積財務諸表で追加的情報を提供することが求められているが、この方法がふさわしい状況を明らかにしておくことが、アーガイル事件を再発させないために必要となる。

これに関して、DTI(1988)は、会社法の従属会社の定義ではカバーしきれない範囲について、次のように記している (para.11)：

27) 参考までに、1989年会社法第258条で親会社となるのは、大別すれば以下の5つになる：

- ①議決権の50%以上を有している場合 (第2項(a))
  - ②過半数の議決権を有しているその他の株主あるいは社員との合意にしたがって、その会社の社員として単独で支配している場合 (同項(d))
  - ③その会社の社員であり、その社会の取締役会の過半数の任命あるいは解任する権利を有している場合 (同項(b))
  - ④その会社の定款等の条項あるいは統制契約によって、営業及び財務方針を指揮する権利を有する場合 (同項(c))
  - ⑤参加的持分を有し、実際に支配的影響力を行使しているか、両者が統一的ベースで運営されている場合 (第4項)
- ⑤を除いては、実質的に従来の規定の文言の変更に過ぎない。よって⑤の追加が経済的実質優先思考の反映であるとされている。また会社法第10付則において詳細なガイドラインが示されている。

当該指令は計算書類の作成について詳細なルールを提示しているが、親会社は何にもまして考慮すべき点は、それ自身と従属会社全体としてのTFVを計算書類が示しているかである。...ある会社と他の会社が実質的に親子関係であり、それに加えて非従属会社の活動が当該親会社あるいはその子会社の活動と密接に関連している場合、投資あるいは関連会社としての処理は適切でない。その場合、TFV提供の原則的方法は以下の2つである：

- (a) 第1の方法は、第16条4項で要求されているように、追加的に詳細な情報を示すことである。これは計算書類自体において、あるいはその注記のいずれでも行うことが出来るが、非従属会社を従属会社として処理することにまで拡張するものではない。
- (b) 第2の方法は、第16条5項で要求されているように、当該指令の細目規定を無視することである。TFVを提供するために、従属会社でない主体の資産・負債及び損益の金額を従属会社と同様に含めることが必要となるかもしれないが、第16条5項はこれを「例外的な場合」にのみ可能にし、かつ要求している。イギリスは、これらのケースは網羅的な記述に適さないため、ケースを定義するという加盟国のオプションを採択する予定はない。しかし、当省の見解としては、必然的に「例外的」という言葉は、逸脱が正当化されるケースは通常あるあるいは定型的なものではないという理念を伴うものである。

我々はまたこの領域も、会計基準によって指針が与えられることがふさわしいと考えている。

#### D. 分析

以上の点を規制アプローチとの関係で分析する。まず会社法が会計制度におけるSSAPの役割を明示的に認め、しかも連結範囲の支配力基準の意味づけをそれに委譲したことから、この問題に限っても会計制度に占める

SSAPの役割は法的性格を帯びてくる。連結問題についての法曹協会の主張である、会社法の細目規定を重視すべきという点は、会計基準にその役割が期待されることで、一応の決着を見ることになる。

今一つの問題である処理の主観性について、会社法はその解決をASCに任せるにいたった。ところが、ED42でASCが表明したのは、支配力をベースとする実質主義的規制アプローチである。ED42でも従属会社の範囲は、SSAP1あるいは新会社法の関連会社の定義を超えるものでないことが示されている。しかし、上述のように、そこでは所有基準が意識されていないため、その立場が貫かれるならば、DTIが期待した役割を会計基準は果たさないことになる。この点をいかに調整するかは、会計基準が会社法において認知された、新しい会計制度の理解にとって重要な問題である。

また、DTI(1988)では追加的情報がふさわしい場合と、TFV提供のための逸脱行為の線引きも、会計基準で解決されるべき問題であるとし、その立場を留保している。アーガイル事件の争点であったこの線引きを、DTIの立場を踏まえた上で、いかにして会計人が解決していくのかが次なる問題として浮かび上がってくる。

## 6. 新たな会計規制構造

### ～望ましい規制アプローチの模索～

#### (1) 会社法規定の指針としての会計基準

ASCは、1989年会社法改正を承けて、1990年にED50「連結計算書類」を公表、さらに1992年にはASCを継承したASB (Accounting Standards Board) が、SSAPから名称変更されたFRS (Financial Reporting Standards) 2「従属会社の会計」を公表した。ただし、1989年改正で会社法において会計基準の有権性が明示的に規定されたことを受け、会計基準が会社法の一般規定と対立することは、従来よりも困難になった。したがって、FRS

2での従属会社の定義は、会社法のそれを超えるものではなく、その解釈指針としての性格が強い<sup>28)</sup>。

こうした視点に立ち、DTIから解釈を一任された「支配的影響力の実際の行使」と、「統一的ベースで運営」という文言について定義を下している。

「支配的影響力の実際の行使」は、次のように定義されている (para.7 (b)) :

支配的影響力とは、明示的か否かを問わず、影響力を有している者の意向に沿って、かつその者の便益のために、影響を受ける企業の営業及び財務方針が確定されるという帰結を獲得するための影響力の行使である。支配的影響力の実際の行使は、それが行使される方法ではなく、実務における影響によって認識される。

そして、この解釈として、様々な複合的要因、たとえば拒否権他の権利、あるいは様々な契約などを考慮して決定されるべきだが、いわゆる取引先との商業的關係は支配的影響力を構成しないとす。

また「統一的ベースで運営」は、以下のように定義されている (para.12) :

複数の企業の活動全体が完全に統合され、かつそれらが単体として管理されているならば、それらの企業は統一的ベースで運営されている。ある企業が他企業を運営しているという事由のみをもって、統一的な管理は導かれるものではない。

28) E D 50は、その基本的性格自体が会社法での連結規定の解釈指針を指向したもので、一般規定において会社法との対立点はない。ただし、E D 50とFRS 2の間には、概念的な意味での相違点、すなわち支配という概念でグループ問題を解決する意図において変化がみられる。これは、会社法では一定の持分が重視されている点に妥協したものである。

このことは、ASCがSSAP 1の関連会社規定をも同時に変更することを断念した事実とも関連する。すなわち、会社法での参加的持分の規定は、SSAP 1のそれをほとんど同じものなのである。

ここで重視されるのは、企業の運営が統合されていることである。

以上のことから明らかになるのは、FRS 2でのこれらの文言の定義は、実務での判断において何を重視すべきかの指針は示すが、判断を削減するものではないことである。つまり、処理の予測可能性を高めるのであれば、規制する側が「支配的影響力の実際の行使」と考える状況を列挙する必要がある。FRS 2では、そうした規制をASBが行うことを求めてはいない点が推定できる。

従属会社の定義において、会社法はその定義及び処理指針を会計基準に委ねることで、実質主義的規定を維持することに成功した。しかし、そうした役割を委ねられた会計基準でも同様なアプローチが維持され、従属会社の範囲は過半数の議決権所有から関連会社までの範囲内を、状況の解釈次第で変化するものとなっている。すなわち、従属会社と関連会社は、ある会社の議決権の20%から50%の保有という一定の所有割合の中に混在していることになる。

現在のイギリス会計制度における一般規定レベルでの従属会社は、大まかな数量基準を設定しつつ、経済的実質の判断を企業に委ねるものとなった。

## (2) 会計基準設定側での更なる挑戦—E D 49の公表

OBSF 活動の規制とは、広い意味での粉飾を防止することに等しい。つまり、オンバランスにすることの明確な基準が存在しているからこそ、オフバランスにすることが可能となる。すなわち、形式主義的規制の下での創造的従順行為ととらえることが出来る。会社法やFRS 2での定量的条件は、新たなOBSFを生み出してしまう。そうした活動をカバーするのであれば、追加的な会計規定が必要不可欠である。

前節でも述べたように、E D 42の示した支配非従属会社の概念は、基本的に所有を意識したものではなく、会社法あるいはFRS2での子会社の範

困を超えるものと考えられる。それこそがDTI (1988) で示された、もう1つの問題、すなわちTFV最優先規定を用いての連結範囲の拡大の問題である。

#### A. E D 49での連結対象拡大の論理

ASCは、1990年にこの問題の解決に向けてE D 49を公表した。その基本的な枠組みに関して、E D 42からの大幅な変化は観察できないので、ここでは従属会社にかかる問題のみに注目して分析していく。

E D 49では、会社法改正により連結範囲が拡大されても、そこでの従属会社の定義に該当しないような会社を活用し、OBSF活動を行うのは容易であるとする。そこで、後述の準従属会社の存在は、多くの場合TFV提供の為の逸脱行為が要求される特別な状況であると述べている。

新たに導入された「準従属会社」は、次のようなものである (para.58)：

会社法での従属会社の定義に該当しないが、当該手段が従属会社である場合と実質的に差異がない程度、報告企業あるいはその従属会社によって直接・間接に支配され、かつ便益とリスクの源泉となっているような、企業、信託あるいはその他の手段である。

こうした準従属会社の定義は、純粋な支配力基準の追求である。E D 49は支配の認識について、通常は会社法等に見受けられるように、他会社の財務及び営業方針を決定する権力によって証拠づけられるとしながら、そうでない状況も存在するとしている。

そこで、通常支配の効果は、便益とリスクを受ける集団等の事前の不可逆的な特定化によって固定されるとし、支配の証拠は将来便益に対する他者のアクセスを制限する能力に見いだせるとする。こうした立場から、以下の状況を満たす場合には、法的あるいは明白な所有者以外の者に支配が存在するとしている (para.50)：

- (a) 便益が通常実現すると期待される以上の期間にわたり、所有者が当該資源の便益のほとんど全ての享受を否定されている
- (b) 上の(a)で示された取り決めを、他の集団が承認しているか同意しており、かつ：
- (c) 他の集団、あるいはそれとともに行動するもしくはその利害の下で行動する個人が、上の(a)で示された制限を施行する、もしくは施行する権利を有している

## B. 分析

E D 49でASCが示した支配力基準は、ある意味でこの概念の行き着くところといえる。準従属会社の定義にかかる上の記述は、たとえば全く持分を有していない債権者すら、親会社に該当する可能性を有している。

こうした状況は、現実の企業行動の多面性を考慮した場合、関係する企業のいくつかが潜在的に親会社に該当することを意味するのである。その含意は、いくつかの候補のうちで、自らを含むどの企業が最も支配的かを選ぶことが実務の側で必要になる、ということである。経済的実質優先思考における、企業のみが取引の実質を知り得るという立場を極めて純化させており、当然予想される処理は多様なものである。また、こうした基準が成立するならば、アーガイル事件における処理は全く問題にならない。

今一つの特徴点は、TFV最優先規定の解釈である。DTI (1988) では、準従属会社にかかる情報の開示に関し、「例外的な場合」のみそれを連結計算書類に含めることを要求している。一方、E D 49では準従属会社の存在自体が、その例外的な場合に該当するとしている点は、論争の余地を孕んでいるものといえる。とはいえ、DTI (1988) では、2つの報告方法のいずれかを選択する規準が示されておらず、E D 49によってそれが明確化された点は評価すべきであろう。

### (3) 法曹家と支配力基準

E D 49により、会計人の側からOBSF活動の規制のため、より一層の経

済的実質追求の姿勢が示された。本章の文脈でいえば、それは純粹な意味での支配力基準の導入による、準従属会社の認識である。しかも、それは支配という経済実態をできるだけ反映させるため、相当程度実質主義的規制アプローチに振れたものとなっていた。これに対し、法曹家が抵抗を示すのは想像に難くない。

#### A. 支配力基準に対する法曹家の批判

ここでは、ED49に対する法曹協会のコメントを要約する。Law Society (1990 a) は、TFV 提供のための逸脱行為として、準従属会社の存在を議論する必要がある点には同意しながらも、以下の点について疑問を呈している。

第1に、準従属会社の存在自体が、自動的にTFV提供のための逸脱行為を支持するという点に関して、その適法性に問題があるのではないかとしている。

第2に、会社法での従属会社の定義の変更とOBSFとの関連である。会社法規定が実際に機能しはじめるまで、その有効性が不明確であり、会計制度において支配力基準の更なる推進が必要なのか不明である。そこで、その運用を見た上で、どの様な「支配」を要件とするのかを決定する必要があるとされる。

第3に、支配という概念に基づく規制の有効性である。支配は、通常法的権利に依拠する将来便益の獲得能力とされる。法的権利の存在こそが、将来便益の分析を客観的なものとするのであって、その存在しないところに客観的決定にふさわしい明確な属性はないとする。この点は、ED50に対する法曹協会のコメントである、Law Society (1990 b) では、ここでいう法的権利を所有に求め、一定の所有がないならば、連結規準が単なる経済分析になってしまうと述べられている。

#### B. 分析

法曹協会の反応は、ここまでの分析から当然予想されるものである。まず、第1の批判点から検討すると、法曹協会はDTI (1988) で示された立

場を再確認したものである。繰り返し述べているように、会計制度というドメインの中で会社法を重視するという意味で形式主義を考えれば、これは自然なことである。

一方上述のように、DTI (1988) で示された見解とは異なるにせよ、E D 49は報告オプションの選択に明確性を与えた。E D 49はTFV提供のための逸脱行為に関し、規制の正統性の向上に寄与したと見ることが出来る。

一貫して客観的な処理を主張してきた法曹協会は、新たな会計規制体系の中でも会社法の文言を重視することによって、逆にTFV提供の為の逸脱行為の規準に不明確性を残すという、極めて矛盾する状況を招きかねない。

第2、第3の点は、規制する側がどこまで経済的実質を規定すべきか、という問題である。会社法とFRS2そしてE D 49においても、その少なくとも目的の一部がOBSF 活動の抑制である点に変わりはない。前二者は、その規制の正統性のある程度高めるため一定の所有を条件とし、法曹協会もその文脈にしたがいE D 49を批判した。

Law Society (1990 a) の言葉でいうと、連結問題における分析の客観性を、支配力基準のもとで高めていくには、2つのオプションがある。1つは、会社法のように所有に基づく定量基準を設定する方法で、もう1つは支配を証拠づける状況を描写する方法である。こうした規制の正統性を高める努力と、創造的従順の発生は表裏一体のものであり、その時点の規制する側での問題解決のアプローチが如実に反映される。

#### (4) FRS 5の公表と今後の展望

アーガイル事件以来支配力基準の導入を巡っての議論に、ある意味での終止符を打ったのは、1994年に公表されたFRS 5「取引の実質の報告」である。<sup>29)</sup>

#### A. FRS 5での要求とその分析

E D 49, ASCのもとでのE Dに相当するFRED 4 (Financial Reporting Exposure Draft) を経て公表されたFRS 5は、準従属会社について、実質主

義的なアプローチを変更することはなく、その定義についても E D 49 と変わるところはない。Law Society (1990 a) で批判されている「支配」という概念の不明瞭性についても、FRS 5 の解釈部分において、支配が証拠づけられる状況について一定の例示をしているが、それも E D 49 の域を出るものではない。

ただし、準従属会社と認定されても、当該会社の持分保有が将来の転売のためであり、かつそれ以前には連結計算書類に含まれていない場合は、連結グループから除くことが求められている。これによって、追加的情報開示によるべきケースが明確化されたこととなる。

以上のことから、FRS 5 によって、ASB は、E D 42 以来一貫して追求されてきた支配力基準を用い、実質主義的規制を行うことが明らかになった。こうすることで、潜在的な連結グループが拡大することは、何度も述べた通りである。しかしながら、そこではどこまで連結すべきなのかが明確になっていない。

一定の定量的基準を設定し、規制の正統性の向上を図った会社法や FRS 2 の規制体系において、宿命的に発生する創造的従順の問題をカバーするには、純粋な実質主義的規制が求められることは容易に理解し得る。しかし、それは会計人が自らにより多くの判断を課すことに他ならないのである。

#### B. 新たな規制体系の潜在的リスク

FRS 5 の公表で、連結範囲問題にかかる会計制度は、ある程度完成を見たと言っているだろう。連結範囲規定変更の目的は、いうまでもなく EU 域内での企業間比較可能性の向上と、OBSF 活動の抑止である。

Johnson (1992) によれば、1989 年会社法改正以降、企業の連結範囲は

29) ASB は、1933 年に E D 49 を継承する FRED 4 「取引の実質の報告」を公表した。当 FRED、FRS とともに連結問題について、基準を構成する部分や準従属会社の定義について変化はない。この点については、Webb (1933) 及び Thompson (1994) を参照されたい。

確実に増大している。しかし、その変更はしばしば解釈上の問題を生み、時として法律家のアドバイスも受けながら、従来関連会社として処理していた会社全ての連結をも導いているとされる。こうした処理は、従来の所有基準で定められた過半数の議決権保有という条件が、株式の高度分散所有を背景として、20%の議決権保有まで範囲が拡大されたに過ぎない。すなわち、「支配」という実態ではなく、ある意味で所有基準が踏襲されていると考えることも可能である。

「支配的影響力」や「統一的ベースで運営」といった文言の定義がなされておらず、かつその解釈に多様性がある以上、訴追のリスクを冒さないためには、「参加的持分」で示される定量的基準のみをハードルにすることが、最も安全なこととなる。このように、実質主義的規制と形式主義的規制の折衷型規制を採用し、かつ形式主義的規制が前提条件となっていると、実質規定が機能しなくなるケースが生じる。そこで、ある意味で規制当事者が考えていた以上の帰結、ここでは過剰な連結範囲が設定される可能性があることが分かる。

会社法及びFRS 2の規定から漏れてしまうOBSF活動の規制を意図した、FRS 5での準従属会社の定義は、さらに広範なものである。その適用には、「支配」という文言の解釈が、真の意味で要求される。FRS 5が適用されたのは1994年度年次報告書からであり、未だTFV最優先規定を用いた連結範囲の拡大について、一般的な傾向を分析する段階ではない。しかしながらFRS 5での要求は、会社法そしてFRS 2以上の解釈上の多様性を導きうる。すなわち、アーガイル事件が頻発する危険性を、イギリス会計制度は孕んでいるのである。

## 7. 結びに代えて

本稿では、経済的実質優先思考の一例である、連結範囲決定の支配力基準に関し、イギリスにおける導入仮定を分析した。その際、会計人と法曹

家の公表した文書を用いながら、規制アプローチに対するスタンスの相違が、どのように収束していくのかを明らかにした。

その際対象としたのは、細目規定における経済的実質—会社法の細目規定のレベル (FRS 2 を含む) —と、TFV提供のための逸脱規定というレベルの2つである。そのうち前者は、DTI, ASBそして法曹協会というルールの設定・運用を司る側で、一定の共通認識を獲得しうるものとなった。一方、ASBは他の2つの主体の意向に依らず、「本格的に」経済的実質優先指向を追求した。

既に述べたように、連結範囲決定基準として支配力基準を採用することが、今日世界的な趨勢となっている。こうした変更が、連結範囲の拡大のみを意図するものであれば、イギリス会社法のように、連結対象としての必要条件である議決権保有割合をより低位に設定すれば、一定の成果が獲得可能であると同時に、連結対象範囲が事前的に予測可能となる。

しかしながら、支配力基準の導入が、単なる連結範囲拡大の問題でないとすれば、「支配」という曖昧な概念をいかにして会計制度に取り込むか、という規制戦略の問題に十分配慮する必要がある。そうした意味で、会社法及びFRS 2のある種形式主義的な規定と、FRS 5さらにはTFV規定に基づく逸脱行為という実質主義的な規定とを組み合わせた構造を有するイギリス会計制度において、「支配」という概念がどのように利用されるのかは、注目に値するものであるといえよう。

### 【参考文献】

- 加古宜士 (1995) 「連結会計における「支配」概念の拡張」『企業会計』11月号, pp.17-22
- 加古宜士 (1996) 「連結決算制度の検討課題」『企業会計』3月号, pp.18-23
- 松浦良行 (1994) 「会計規制のあり方とブランド計上問題—イギリスにおける論争の展開」『産業経理』7月号, pp.104-113
- 松浦良行 (1996) 「イギリス会計制度における包括規定の役割—「真実かつ公正なる概観」規定の現代的機能と限界」『山口経済学雑誌』3月号, pp.217-246

- 森田哲彌他 (1997) 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」をめぐって (座談会)  
『企業会計』 9月号, pp.54-79.
- Argyll Foods plc (1980), Annual Reports
- ASB (1992), FRS 2 ; Accounting for Subsidiary Undertakings, ASB
- ASB (1993), FRED4 ; Reporting the Substance of Transactions, ASB
- ASB (1994), FRS5 ; Reporting the Substance of Transactions, ASB
- ASC (1978), SSAP14 ; Group Accounts, ASC
- ASC (1988), ED42 ; Accounting for Special Purpose Transactions, ASC
- ASC (1990a), ED49 ; Reflecting the Substance of Transactions in Assets and Liabilities,  
ASC
- ASC (1990b), ED50 ; Consolidated Accounts, ASC
- Aldwinckle, R. (1987), 'Off-Balance Sheet Finance : the Legal View,' Accountancy, June,  
pp.19-20
- Arden, M. (1989), 'Introduction,' in Gillespie, I. (ed), Readings in Off Balance Sheet  
Finance, Eurostudy Publication, pp.2-5
- Ashton, R. K. (1986), 'The Argyll Foods Case. A Legal Analysis,' Accounting and Busi-  
ness Research, pp.3-12
- Balfour, D. (1981), 'The Argyll Foods Case,' Accountant's Magazine, September,  
pp.308-309
- Bird, P. (1982), 'Group Accounts and the True and Fair View,' The Journal of Business  
Law, September, pp.364-368
- Donegan, J. and S. Sunder (1990), 'Contract Theoretic Analysis of Off-Balance Sheet  
Financing,' in Ronen, J., A. Saunders and A. C. Soundhi (eds), Off-Balance Sheet  
Activities, Quorum, pp. 103-116
- DoT (1982), The True and Fair View and Group Accounts
- DTI (1988), Implementation of the EC Seventh Company Law Directive : Subsidiaries  
and Controlled non-Subsidiaries
- ICAEW (1985) , TR603 : Off-Balance Sheet and Window Dressing
- Johnson, B. M. (1992) , 'Consolidated Accounts', in Skerratt, L. C. L and D. J. Tonkin (eds)  
 , Financial Reporting 1991-92, ICAEW, pp.29-51
- The Law Society (1986) , Memorandum : Off-Balance Sheet Finance and Window Dres-  
sing
- The Law Society (1988) , Comments on ED42
- The Law Society (1990a) , Comments on ED49
- The Law Society (1990b) , Comments on ED50
- McBarnet, D. and C. Whelan (1992) , 'The Elusive Spirit of the Law : Formalism and the  
Struggle for Legal Control, ' in Freedman. J and M. Power (eds) , Law and Accoun-  
tancy, Paul Chapman Publicing, pp. 80-105
- Nailor, H. (1990) , Reflecting the Substance of Transactions in Assets and Liabilities,  
Coopers & Lybrand Delloite

- Patient, B. (1988) , Accounting for Special Purpose Transactions : A Commentary on ED 42, Deloitte Haskins & Sells
- Peasnell, K. V. and R. A. Yaansah (1988) ,Certified Research Report No.10 ; Off-Balance Sheet Financing, Certified Accountant Publications
- Thompson, S. (1994) , 'Bridging Substance to Transactions,' Accountancy, May, p.96
- Tweedie, D. (1989) , 'The Debate between Accountancy and Legal Professions : The Accountant's View,' in Gillespie, I. (ed) , above mentioned, pp.37-50
- Tweedie, D. and J. Kellas (1987) , 'Off-Balance Sheet Financing,' Accountancy, April, pp.91-95
- Webb, S. (1993) , 'The Off Balance Sheet Financing Solution,' Accountancy, March, pp.83-84
- Weetman, P. (1989) , 'Off-Balance Sheet Finance-The ASC's Answer,' in Gillespie, I. (ed) , above mentioned, pp.33-36
- Wild, K. (1987) , 'Off-Balance Sheet Finance-Why All the Fuss ?,' Accountancy, June, pp.20-21